

以下の問題を読んで、その内容が正しければ、解答用紙の問題番号の左欄に
を、誤っていれば、右欄に を記入しなさい。

問題 1 日本の安全保障輸出管理に関する法規制は、国際的な合意とは関係なく、すべて日本が独自に作成した規制リストによって行われている。

問題 2 ワッセナー・アレンジメント（WA）は、通常兵器の開発等に使用されるおそれのある汎用貨物・汎用技術を規制対象としており、通常兵器そのものは規制対象としていない。

問題 3 オーストラリア・グループ（AG）の規制対象品目は、化学兵器関連の化学製剤原料物質、化学兵器製造設備、生物兵器関連の細菌製剤原料、生物兵器関連資機材である。

問題 4 インドは、すべての国際的な輸出規制レジームに参加している。

問題 5 一般包括輸出許可を使用して貨物を輸出する場合、貨物と仕向地の条件を満たしていれば用途に関係なく一般包括輸出許可は使用できる。

問題 6 仲介貿易取引は、日本からの貨物の輸出を伴わないので、外為法の規制対象ではない。

問題 7 平成 19 年 6 月現在、輸出令別表第 4 に掲げられている地域は、イラン、イラク、リビア、北朝鮮である。

問題 8 平成 19 年 6 月現在、いわゆるホワイト国とは、輸出令別表第 4 の 2 に掲げられた地域である。

問題 9 キャッチオール規制の対象となる貨物及び技術は、それぞれ輸出令別表第 1 及び外為令別表の 16 の項に掲げられている。

問題 10 リスト規制に該当する技術情報を非居住者に提供する場合、日本の大学や研究機関の研究者が提供するのであれば役務取引許可は不要である。

問題 11 輸出許可申請は、経済産業省の窓口での申請のほか、電子申請も可能であるが、郵送での受付は行っていない。

問題 12 輸出許可、役務取引許可の申請は、貨物・役務の種類、仕向地・提供地により、経済産業省安全保障貿易審査課又は経済産業局（通商事務所を含む。）又は、沖縄総合事務局の商品輸出担当課へ行う。

問題 13 許可申請にあたり、輸出しようとする者が安全保障貿易検査官室に提出した輸出管理社内規程に対応するチェックリスト受理票の交付を受けている場合には、申請理由書または輸出許可申請内容明細書の所定の欄にその最新の受理番号を記載する。

問題 14 一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする一般包括許可の有効期限の 3 ヶ月前の日から申請を行うことができる。

問題 1 5 東京にある総合商社 A 社は、輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 (総価額 1 5 0 万円) を大至急オーストラリアの取引先に輸出することになった。A 社はこのような急ぎの案件に備えてすでに一般包括輸出許可証を取得済みであり、通関手続の際、税関にはインボイスの提示のみで、当該集積回路を輸出することができる。

問題 1 6 大臣通達では、企業の安全保障貿易管理の最高責任者は代表取締役、取引審査の最終判断権者は取締役以上とされているため、いかなる事由があっても他の者を指名することは許されない。

問題 1 7 キャッチオール規制の実務対応において、規制対象品目か否かの確認を先に実施するのか、最終用途・最終需要者の確認を先に行うのかは、各企業が取引先や取扱品目などを考慮して判断すればよい。

問題 1 8 日本の親会社から海外子会社に社員を出向させた場合、その社員は非居住者となり外為法の規制を受けなくなるが、出向させる国・地域に応じて、企業としての自主管理を行うことが望ましい。

問題 1 9 輸出令別表第 1 のリスト規制該当貨物や外為令別表のリスト規制該当技術をまったく取扱っていない企業においては、安全保障貿易管理を実施する必要はない。

問題 2 0 キャッチオール規制に対する企業の自主輸出管理として、引合いの段階で不自然な取引条件の提示があった場合は、需要者から大量破壊兵器等の開発等やそれ以外の軍事用途に用いない旨の誓約書を入手すれば懸念は払拭されるため、取引を行っても問題はない。

問題 2 1 輸出令別表第 1 の 5 の項から 1 3 の項または 1 5 の項に該当する貨物を輸出令別表第 4 に掲げる地域に輸出する場合は、総価額が 5 万円以下、それ以外の地域に輸出する場合は、総価額が 1 0 0 万円以下であれば、少額特例が適用できる。

問題 2 2 国際的な輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ (A G) は、第 2 次世界大戦中の生物兵器の使用を反省して発足した。

問題 2 3 民生用機器またはそれらを製造するための装置や部分品であっても、軍事用途や大量破壊兵器等に用いられることも十分考えられるので、輸出管理を行う必要がある。

問題 2 4 各国の在日大使館や在日米軍等への貨物の納入は、外為法の輸出にあたらないので、納入する貨物が輸出令別表第 1 の 2 の項から 1 5 の項に該当する場合であっても、輸出許可は不要である。

問題 2 5 サンプルが輸出令別表第 1 の 2 の項から 1 5 の項のいずれかに該当する場合、無償であれば、サンプルの輸出許可は、どのような場合でも不要である。

平成19年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第8回)

(STC Associate)試験問題